

鹿屋市立鹿屋小学校ホームページ作成に関する規定

この規定は、本校におけるホームページ作成に関する必要事項を定めるものとする。

鹿屋市立鹿屋小学校

【目的及び内容】

1 学校広報としての役割をもった情報発信とする。

- (1) これまで学校から家庭及び地域へ公開されてきたものを基本とする。
- (2) 本校の教育活動についての理解を促すために、学校の実践的特徴的内容を公開する。

2 教育の一環として情報発信をする。

- (1) 児童が学習のまとめなどを発信することで、情報社会に参画する態度を養う。

【留意事項】

1 公開しないもの

- (1) 個人情報
 - 個人名が特定できる写真で保護者の承諾がないもの
(一人でうつり、名前と顔写真が一致するもの)
 - 実名、国籍、本籍、住所、電話番号、生年月日、家族構成など個人生活に関する情報
- (2) 他人の誹謗・中傷や差別など人権侵害につながる事
- (3) 知的所有権を侵害するもの
 - アニメやマンガなどのキャラクターや似顔絵など
 - 本や新聞等の記事や写真等
 - その他、著作者からの許可が得られていない文章や写真、イラスト等
- (4) その他、営利目的、法令及び公序良俗違反など、校長が学校から不特定多数の他者に対して発信する情報として不相当と判断する内容

2 条件付で公開するもの

- (1) 児童写真
 - 第三者が閲覧して、個人名が特定できない（複数の児童または保護者が写っている）ものなら可。
 - 第三者が閲覧して個人名が特定できる（児童1名が写っており、名前も掲載されている）が、保護者から書面にて許可を得たものなら可。
- (2) 児童の作品
 - 教育上ふさわしいと認められた作品で本人の承諾を得られたものなら可。
- (3) 新聞記事や掲載された写真など

○ 著作権者に承諾を得たものなら可。

(4) 個人情報

○ 本人及び保護者から承諾がとれた，氏名・住所などの個人情報なら可。

【責任範囲】

1 責任者について

学校ホームページに掲載された情報については，校長がその責任を負う。

2 情報発信後の対応について

掲載内容について，児童や保護者等から見直しや削除の申し出があった場合には，速やかに，そして適切に対応するものとする。

3 本規定の見直しについて

情報化社会の進展にともない，現行の規定で対応できない状況が生じた場合には，校内において十分検討した後，適切に対応し，規定の加除修正も行うものとする。

4 本規定の実施について

○ 本規定は，平成25年6月1日から実施するものとする。

○ 本規定は，ホームページ上で提示するものとする。